

第六次新宿区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第六次新宿区子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、第六次新宿区子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新宿区における子どもの読書活動推進の状況等を踏まえ、子ども読書活動推進会議と連携を図りながら、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他、推進計画の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、14人の委員をもって構成する。

2 委員は、次の職務にある者とする。

- (1) 子ども家庭部子ども家庭課長
- (2) 子ども家庭部保育課長
- (3) 子ども家庭部保育指導課長
- (4) 子ども家庭部男女共同参画課長
- (5) 子ども家庭部子ども家庭支援課長
- (6) 健康部牛込保健センター所長
- (7) 教育委員会事務局次長
- (8) 教育委員会事務局教育調整課長
- (9) 教育委員会事務局教育指導課長
- (10) 教育委員会事務局教育支援課長
- (11) 教育委員会事務局学校運営課長
- (12) 区立小学校長1人
- (13) 区立中学校長1人
- (14) 中央図書館長

3 委員会に委員長を置き、委員長は、教育委員会事務局次長とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 委員会は、委員長が召集する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第4条 委員会の所掌事務に関する検討を行うため、委員会の下に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会員は、次の職にある者またはこの者が指名する者をもって充てる。

- (1) 子ども家庭部子ども家庭課 担当係長
- (2) 子ども家庭部保育課 担当係長
- (3) 子ども家庭部保育指導課 担当係長
- (4) 子ども家庭部男女共同参画課 担当主査
- (5) 子ども家庭部子ども家庭支援課 担当係長
- (6) 健康部牛込保健センター 担当係長
- (7) 教育委員会事務局教育調整課 担当係長
- (8) 教育委員会事務局教育支援課 担当係長及び担当指導主事
- (9) 教育委員会事務局学校運営課 担当係長
- (10) 中央図書館 担当係長、こども図書館長及び担当主事

3 部会に部会長を置き、部会長は、中央図書館こども図書館長とする。

4 部会は部会長が招集する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

7 部会長は、第2項の規定に関わらず必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(任期)

第5条 委員会及び部会の任期は、令和6年（2024年）3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、中央図書館こども図書館が担当する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。